

特任助教の職名を付される特任研究員候補者選考規則

令和6(2024)年7月18日 制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センターの特定有期雇用職員のうち、特任助教の職名を付される特任研究員候補者の選考について定めるものとする。

(候補者選考委員会)

第2条 所長は、特任助教の選考の必要が生じた場合は、特任助教候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設けて、候補者を選考させるものとする。

特任助教の採用にかかわる決定は国際日本文化研究センター運営会議の議を経て、所長が行う。

2 選考委員会は、次の各号に掲げる委員により組織する。

(1) 副所長、国際研究推進部長、研究調整主幹及び情報管理施設長のうちから 2名

(2) 専任の教授及び准教授 3名

3 前項の委員は、所長が指名する。

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置く。

2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が議長となる。

(委員以外の者からの意見聴取)

第4条 委員長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

(議事)

第5条 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第6条 選考委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

附 則

この規則は、令和6年7月18日から施行する。